



基安安発第0215001号  
平成19年2月15日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法第88条第1項による計画の届出対象範囲の明確化について

標記計画の届出対象については、平成8年3月19日付け基発第133号「計画の届出の取り扱いについて」(以下「133号通達」という。)により示されているところであるが、今般、別添のとおり平成18年11月30日付け規制改革・民間開放推進本部決定において、133号通達の内容を周知徹底することとされたところである。

ついては、計画の届出制度の一層の円滑な運用のため、133号通達の内容について関係業界団体等に対する周知に努められたい。

# 規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針

平成 18 年 11 月 30 日  
規制改革・民間開放推進本部

去る平成 18 年 6 月 1 日から同月 30 日までの間、「規制改革・民間開放集中受付月間」として、全国規模で実施すべき規制改革・民間開放に関する要望を募集したところ、民間事業者や地方公共団体等から 476 項目の要望が寄せられた。

政府において、提出された要望を検討した結果、別表に掲げる規制改革事項を全国規模で実施することとする。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

| 番号       | 規制改革事項                                    | 根拠法令 等                      | 規制改革の内容   | 実施時期 等  | 所管府省  |
|----------|---|-----------------------------|---|---------|-------|
| (1~12 略) |   |                             |   |         |       |
| 13       | 労働安全衛生法第88条第1項において届け出ることとされている機械等に関する周知徹底 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第1項 | 労働安全衛生法第88条第1項の規定により計画の届出を行わなければならない機械等のうち、労働安全衛生法が目的とする事業場の安全衛生確保の観点からは措置を講ずる必要のない空調、事務用、通信用の機器等や、事後においても改善が容易な工事を伴わない可搬式の機械等、レイアウト変更を伴わない同一型式、機能を有する機械等の入れ替え等について明確化を図った平成8年3月19日付け基発第133号の内容を周知徹底する。 | 平成18年度中 | 厚生労働省 |
| (以下 略)   |   |                             |   |         |       |



都道府県労働基準局長 殿

基発第133号  
平成8年3月19日

労働省労働基準局長

### 計画の届出の取扱いについて

標記については、昭和47年9月18日付け基発第602号等により示しているところであるが、機械設備の変化、使用実態等を踏まえ、届出対象範囲の明確化を図るため、今後、下記のとおりとすることとしたので、的確な実施を図られたい。

なお、本取扱いについては、従前の解釈を変更するものではないことに留意されたい。

#### 記

- 1(1) 労働安全衛生法（以下「法」という。）第88条第1項による計画の届出制度は、安全衛生確保の観点からの措置を講ずる必要のある建設物又は機械等を対象とするものであることから、例えば次に示すものは同項に基づく計画の届出を要しないものであること。
  - イ 空気調和設備若しくは機械換気設備（中央管理方式のものを除く。）又は冷暖房設備
  - ロ 福利厚生用に供する建設物又は機械等
  - ハ 事務用機器又は通信設備
- (2) また、同項は、いったん建設物や機械等が設置されると、それらに安全衛生上問題があった場合に改善することが困難であることから、事前に十分な審査を行い、法令に違反する事実がある場合は工事差止め等の命令をすることができることとされているものであり、事後においても改善が容易な、例えば工事を伴わない可搬式の機械については同項に基づく計画の届出を要しないものであること。
- 2 同一型式の機械等構造及び機能が同等の機械との入替えを行う場合など生産設備等に係るレイアウトの変更を伴わない場合は、法第88条第1項の「建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更するとき」には該当しないものであること。
- 3 労働安全衛生法施行令第24条第1項の「電気使用設備」については、昭和47年9月18日付け基発第602号によるほか、同令第19条第2号から第6号に掲げる業種の業務に直接関係する電気使用設備に限られるものとし、例えば福利厚生用に供する建設物又は機械等に係る電気使用設備は該当しないものであること。